平成２６年（フ）第８７６号
富山県富山市石金１丁目12番20号、開始決定時の住所名古屋市天白区原１丁目1702番地ユニーブル原駅前1002号
破産者　大澤　正孝
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１３号
兵庫県加古川市別府町別府571番地の14
破産者　谷口　勝良
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１４３号
奈良市神功１丁目６番地　平城第１団地17―202
破産者　平城リサーチ研究所こと　澤村　信康
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第４１号
島根県大田市五十猛町2007番地
破産者　中島　満江
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１７０号
熊本市東区新南部６丁目３番８号　エンゼルハイツ新南部103号
破産者　吉村　伸也
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５２１号
熊本市北区植木町一木170番地１　１―10号
破産者　池田　信一
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４２号
北海道登別市中央町５丁目19番地２　ハイデンス５、開始決定時の住所北海道登別市中央町４丁目２番地16
破産者　佐々木　要
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第２３４号
青森市花園２丁目７番33号
破産者　成田　元起
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５０２号
神奈川県藤沢市遠藤929番地の18
破産者　小川　敬司
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９３２号
神奈川県海老名市上郷１丁目20番40号
破産者　飯島　隆光
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９号
静岡県富士宮市黒田61番地の10
破産者　小澤　敏郎
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１１９号
山梨県南巨摩郡身延町下山210番地39　ハイツ下山Ｂ201
破産者　市川さゆみ
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第６９２号
京都府綴喜郡井手町大字多賀小字佃30番地
破産者　平間　芳子
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９８８号
京都市伏見区竹田桶ノ井町82番地　インペリアル明日香508号、前住所京都市伏見区竹田西段川原町106番地
破産者　水野　　泉
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１６８号
香川県東かがわ市湊６番地１
破産者　六車るみ子（旧姓岩河）
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第７８５号
埼玉県戸田市笹目１丁目29番地の11
破産者　株式会社鼎升
1　破産債権の届出期間　平成27年５月21日まで
2　一般調査期日　平成27年７月14日午前11時15分
平成27年４月21日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４２８６号
大阪市中央区内淡路町２丁目４番７号、前住所三重県津市島崎町235番地
破産者　株式会社アクティーノヴジャパン
1　破産債権の届出期間　平成27年５月22日まで
2　一般調査期日　平成27年６月29日午後２時30分
平成27年４月22日
大阪地方裁判所第６民事部